

甲賀市立雲井小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

甲賀市立雲井小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止.....	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
5. 学校の取組.....	- 2 -
(1) 基本姿勢.....	- 2 -
(2) いじめの未然防止.....	- 2 -
(3) いじめの早期発見.....	- 3 -
(4) いじめへの対処.....	- 3 -
(5) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》.....	- 4 -
《地域》.....	- 4 -
(6) 関係機関との連携.....	- 4 -
(7) パソコンやスマートフォンを利用したいじめへの対応.....	- 4 -
6. 重大事態への対処.....	- 5 -
(1) 重大事態の意味	
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	
7. 基本方針の見直し.....	- 5 -
8. 年間計画.....	- 6 -
9.本校のストップいじめアクションプラン.....	- 8 -

甲賀市立雲井小学校 いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）4月1日改訂

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校のみならず社会における重要課題の一つである。その解決のため、学校・PTA・地域住民および関係機関が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、いつ、どこで起きても不思議ではないといわれるほど、日常生活に影のように忍び込んでいる。いじめは、全ての児童に関わる問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

本校では、ここに「学校の基本方針」を明示し、いじめ防止のために組織的な取組を進めていく。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

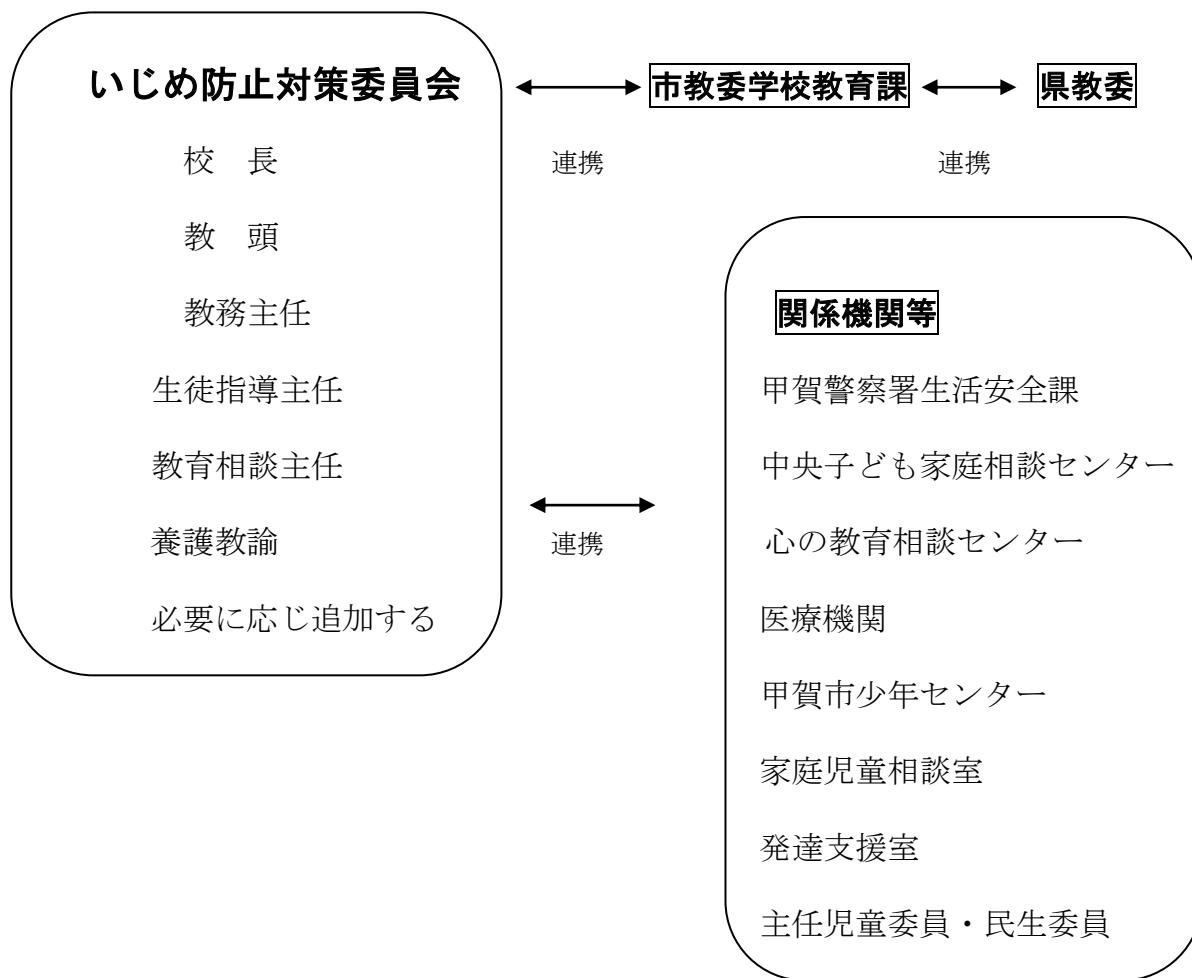
3.いじめの禁止

児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを見たり聞いたりしたときは、速やかに教職員・保護者・地域の大人に相談をする。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」の問題については、いじめられた児童の立場になって、その解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切であり、特定の教職員がいじめの認知をするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこととする。

学校には、いじめ防止（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）等のための組織を置き、その体制は下の図のとおりとする。この組織は、いじめ防止等に関して学校内で中心的な役割を果たすものとする。



5.学校全体の取組

(1) 基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換と共通理解を図るとともに、学校マネジメントシステムを活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや、「いじめを止めさせるための行動をとる」ことへの理解を促すとともに、一人ひとりの子どもが大切にされる環境をつくることと併せて、いじめを許さない学校づくりを進めていく。

- ① いじめを許さない、いじめられている人を守りきる教職員の姿勢を明確にする。
- ② わかる授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」を育

む。

- ・ 年1回以上の公開授業を行い、互いに授業を参観し合う。
 - ・ どの子どもも参加・活躍できる授業の工夫をする。
 - ・ 学習に向かう姿勢・ルールを統一し、規範意識を身につける。
- ③ 児童の主體的な活動を通して、友だちのよさを認め合う仲間関係と「居場所づくり」を進める。
 - ・ 生活環境委員会を中心として、児童自らが行ういじめのない学校をめざす取組を大切にする。
 - ④ 毎月10日を「人権の日」とし、校内放送等で人権に関わる講話を行い、意識の高揚を図る。
 - ⑤ さまざまな体験的活動を通して、友だちやさまざまな人との関わりの中で「自己有用感」を育む。
 - ⑥ 好ましい対人関係を構築するため、学年に応じた対話を通じたソーシャルスキルトレーニングの学習、アサーションの授業を進める。
 - ⑦ 道徳教育の充実を図り、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
 - ⑧ いじめ問題に対する意識や実践力を高めるため、職員の研修会を持つ。
 - ⑨ 人権集会やふれあい鑑賞会等を実施し、人権について全校児童が考える機会を持つ。

(3) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい形で行われることが多い。その発見のためには、児童の些細な変化に気づき、いじめではないかとの視点で観察し、放置することなく平時から積極的にいじめを認知して取組を推進する。

- ① 休み時間や昼食時等において積極的に声をかけ、児童とのふれあいに努める。
- ② 健康観察や日記等を活用し、児童理解に努める。
- ③ 遊びやふざけ合いに見えても、感性を研ぎ澄まして観察をする。また、ささいな兆候であっても放置せず、関係職員で情報を共有する。
- ④ 変化に気づいたときは、必ず記録をとり、関係職員による複数対応で見守る。
- ⑤ 該当事案がある場合は、内容と指導方法をいじめ防止対策委員会にて協議する。毎月末には、各学級担任が【いじめ事案】【いじめの疑い事案】の有無を再確認し、出席簿とともに報告する。暴力的な行為を目にしたときは、速やかに止め、関係職員に報告する。
- ⑥ 月1回「子どもを語る会」を持ち、些細なことも出し合い、全職員で子どもを育てる。
- ⑦ いじめの早期発見のために、記名式のアンケート調査（保護者用・児童用）を年2回行う。
- ⑧ 年3回の教育相談を担当によって実施するとともに、担任外の教員による教育相談の機会も設定する。(にっこりほっこりタイム)
- ⑨ いじめにつながる事案の段階でも保護者に説明し、児童を守る姿勢で臨む。
- ⑩ 職員同士が、児童のどんなことも気軽に話ができる雰囲気醸成する。
- ⑪ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(4) いじめへの対処

いじめやいじめの疑いがあるような行為が把握された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保した上で事情を聞き取り、いじめたとされる児童に対しても事情を確認した上で、下記に従って指導を行う。

- ① いじめ防止対策委員会を招集し、組織的対応をする。
 - ・ 事案のアセスメントと対応のプランニングについて協議する。
 - ・ 関係職員の役割を明確化する。
 - ・ 全職員の情報共有と共通理解のもとに対応を進める。
- ② 加害児童・被害児童ともに複数の職員で一斉に事実確認をする。
- ③ いじめられた児童が信頼できる大人が連携し、児童に寄り添える体制を作ることで被害児童を守り通す。また、いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり

りと伝え、自尊感情の低下を防ぐ。

- ④ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童の抱える問題など、いじめの背景にも目を向けることで、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ⑤ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ⑥ 全職員が共通理解すると共に、即日、関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、支援・指導方針を知らせ、今後の家庭との連携方法について話し合う。
- ⑦ 教育委員会への連絡・相談をする。
- ⑧ 事案に応じて、関係機関・専門機関との連携を図る。
- ⑨ いじめが解消している状態とは、「少なくとも3か月はいじめが止んでいる」と、「いじめによる心身の苦痛を感じていない」ことが被害児童本人と保護者から直接確認できている状態であり、再発の防止も含めて慎重に対応する。

(5) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

校報や学年通信等による情報発信に努めることで、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるようにし、学校と保護者とが一体となった取組を構築する。また、保護者にアンテナを高くしてもらえるように、「SOS発信早期発見チェックシート」等を配布して、いじめを未然に防止するために、初期の段階で対応を開始できる取組を実施する。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② いじめへの気づきを促す取組を進める。

《地域》

学校運営協議会においては、学校の課題と取組を議題として定期的に話し合いを行う。特にいじめについては、様々な立場の委員から意見をいただきながら、取組への理解と協力がいただけるようにする。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員、地域ボランティア等の協力をいただきながら、さまざまな活動を通して、校区の子どもへの関わりを深めていただく。

- ① 学校運営協議会における協議を深める。
- ② いじめ防止の取組について、住民への周知を図る。
- ③ 地域の関係団体との連携を強める。

(6) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、県・市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。特に犯罪行為として取り扱われるべき事案については、早期に警察に相談することとし、中でも児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に連携体制を構築する。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(7) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対応

パソコンやスマートフォンを利用した書き込み等によるいじめは、大人の目に触れにくく発

見が困難である。よって、学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性についての理解が進むよう、計画的に研修会を開催したり広報紙等で啓発したりすることで、保護者と連携・協力し、両者で指導に当たることが重要である。不適切な書き込みが発見された場合には、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなどして、被害の拡大を防ぐ必要がある。

また、子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性がある。性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を教えることが重要である。

様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童生徒の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていくことが大切である。

6. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月文部科学省)に従って適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条第一項の規定により、下記の状態を指す。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態にかかる調査は、学校または市教育委員会が、その目的や役割および重複の回避等を考慮して行う。
- ・調査内容は下記のとおりとし、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確化を図る。

- ・いつから(いつ頃から)行われたか。
- ・誰から行われたか。
- ・どのような態様だったのか。
- ・いじめを生んだ背景や児童の人間関係に、どのような問題点があったか。
- ・学校教職員がどのように対応したか。 など

調査の目的は、学校と市が事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることであり、民事・刑事上の責任追及や争訟等への対応を目的とするものではない。市や学校に不都合なことがあっても、事実にしかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

本基本方針は、年間の PDCA サイクルに基づいて毎年見直し、国・県・市の基本方針の変更に準じて改訂していく。

8. 年間計画

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立雲井小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A ・ 地域 の 取 組 や 活 動
4月	<p>■学級指導において「いじめを絶対に許さない、いじめられた子どもを守り切る」事を担任が明言する。</p> <p>□学級指導（あいさつのしかた・・・1～4年）</p>	<p>■学校ホームページにて「わが校のストップいじめアクションプラン」を更新するとともに、PTA総会において配布する。</p>
5月	<p>●生活環境委員会において年間計画を決定する。</p> <p>○色別集会活動(全校遊び)</p> <p>○色別ボランティア活動</p>	
6月	<p>○教育相談週間「にっこりほっこり・くもいタイム」を設け、アンケートを基に個別に教育相談を実施する。</p> <p>○生活環境委員会の活動（いじめをなくす取組→学校のみんなが笑顔で過ごせる取組、あいさつ運動など）</p> <p>■教育相談アンケート（1回目）を実施する。</p> <p>○教育相談週間「にっこりほっこり・くもいタイム」を設け、アンケートを基に個別に教育相談を実施する。</p>	<p>▲「SOS発信早期発見チェックシート」を保護者に実施する。</p> <p>◇民生委員・児童委員との懇談を通して地域での子どもの様子の交流</p>
7月	<p>■学校評価アンケート（1回目）を実施する。</p> <p>○色別ボランティア活動</p>	<p>◇第1回学校評議員会・・・懇談を通して地域での子どもの様子の交流</p> <p>△地区別懇談会にて子どもの様子を交流</p>
8月		
9月	<p>■学級指導において「いじめを絶対に許さない、いじめられた子どもを守り切る」事を確認する。</p> <p>○生活環境委員会の活動（いじめをなくす取組）</p>	
10月	<p>○体育大会（協力して作り上げる心を育む）</p> <p>○色別の集い(みどりの少年団活動)</p> <p>□学級指導（友だちの良いところ：2・3年）</p>	

11月	<p>■教育相談アンケート（2回目）を実施する。</p> <p>○教育相談週間「にっこりほっこり・くもいタイム」を設け、アンケートを基に個別に教育相談を実施する。</p> <p>○ふれあい鑑賞会（PTA人権体育部主催）</p> <p>□全学級道徳公開授業（保護者参観）</p> <p>□学級指導（人権について：4・5・6年）</p>	<p>▲「SOS発信早期発見チェックシート」を保護者に実施する。</p> <p>◇第2回学校評議員会・・・懇談を通して地域での子どもの様子の交流</p>
12月	<p>■学校評価アンケート（2回目）を実施する。</p> <p>●心ほかほか（人権）集会</p> <p>・生活環境委員会の発表 ・各学年の取組発表</p> <p>○色別ボランティア活動</p>	
1月		
2月	<p>■教育相談アンケート（3回目）を実施する。</p> <p>○教育相談週間「にっこりほっこり・くもいタイム」を設け、アンケートを基に個別に教育相談を実施する。</p>	◇第3回学校評議員会・・・懇談を通して地域での子どもの様子の交流
3月		
年間を通して	<p>■月1回「子どもを語る会」の設定</p> <p>□いじめ事案・いじめの疑い事案の有無と内容・経過を管理職に毎月報告する。（担任→生徒指導主任→管理職）</p> <p>□年1回以上の公開授業の実施。</p> <p>□毎月10日に「校内人権の日」を設定し、人権について考える。</p>	